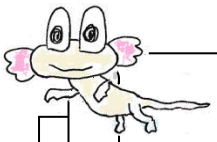

和歌山暮らしの情報アンテナ　第 31号

「消費者トラブル１１０番」を開催しました。

発行元：NPO 法人　消費者サポートネット和歌山

今年も１１月２３日の祝日に、ＮＰＯ法人消費者サポートネット和歌山が「ネットトラブル１１０番」を開設し、消費者トラブルの相談を受け付けました。

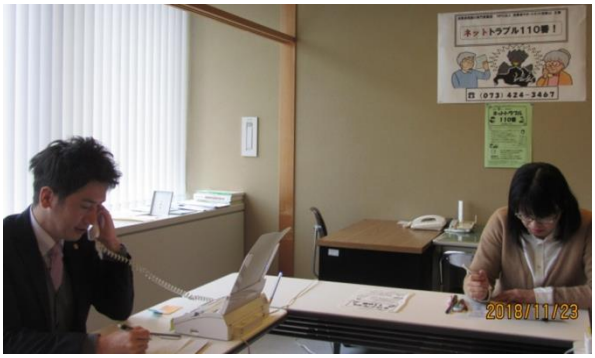

実施日時　　平成３０年１１月２３日（金）
　　午前１０時～午後４時
電話　　０７３－４２４－３４６７
相談方法　　電話
相談対応者　当法人会員　（弁護士１名　相談員２名）

実施状況は上記の通りでしたが、今回は「ネットトラブル」というテーマを設けました。スマートフォンやタブレットが普及しインターネットがより身近になり、普段何気なく使うようになったインターネットですが、様々なトラブルに巻き込まれる恐れがあるためです。

当日、寄せられた相談は４件でした。その内訳は、以下の通りです。

☆電話でお金を貸すと言われ、保険証番号を言ってしまったが大丈夫だろうか。
☆店に来た業者と店員が店の電力切り替えの契約をしてしまった。クーリング・オフできるだろうか。
☆娘が転売サイトで金額を勘違いして購入した高額のチケット。キャンセルしたい。
☆台風で壊れたカーポートなどの修理を依頼したが、見積もりには入ってなかった美装ポリマー代を請求されている。

三連休の初日ということもあり、相談件数は昨年より減少しましたが、ネットトラブルだけではなく多様な相談がありました。インターネット関連の相談は１件で、親のクレジットカードを使った転売サイトの未成年者契約でした。クレジットカードもインターネット同様、便利な面があり簡単に使う方がいますが、クレジットカードの機能や注意点について正しい理解を深める必要があり、そのための啓発が重要だと感じました。また、事業者からの相談も１件あり、クーリング・オフできるかと言う相談でした。クーリング・オフができると誤解されている事業者がいるとわかり、事業者に対しても契約に関する情報提供や、啓発を行っていくことが必要だと感じました。

NPO 法人　消費者サポートネット和歌山　主催

平成30年度　講演会

仮想通貨をめぐる最新情報と今後の課題
～仮想通貨トラブルの基礎知識～

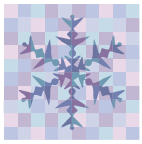

日時　：　平成３１年１月２６日（土）　１３：３０～１５：００
場所　：　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛２０１
講師　：　大阪弁護士会　　山田　祥也氏

消費者の法律豆知識　第３０号

その契約　お金も友達もなくすかも！？

事例

ＳＮＳの交流サイトで親しくなった「友達」に誘われた食事会で「簡単に儲けられる投資用ＤＶＤ」を勧められた。さらに友人を紹介すれば紹介料が入ると熱心に勧誘され、断りきれずローンを組み契約してしまった。しかし、ＤＶＤの内容は難解で利益など出せず、友人を誘うことも出来ない。結局借金だけが残ってしまった。

解説

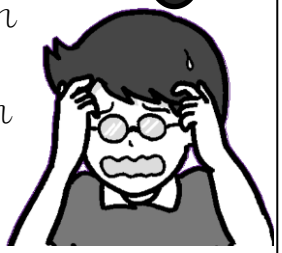

・ＳＮＳ上では悪質業者が友人申請をして近づいてくることがあり注意が必要です。ましてや借金をさせてまで契約を迫る場合もありますが、絶対相手にしてはいけません。楽をして儲かる話などありません。うまい話には裏があります。また、自分が勧誘者となって友人を誘うと、人間関係も壊れます。その場の雰囲気に流されることなく勇気を出して断りましょう。

・事例のような勧誘方法を**マルチ商法(連鎖販売取引)**と言います。もし断りきれずに契約を結んでしまっても、契約書面を受け取った日、または商品を受け取った日のいずれか遅いほうから２０日以内ならクーリング・オフができます。期限が過ぎてしまっても中途解約は可能です。入会後１年以内で、商品受取り後９０日以内の未使用品であれば購入価格の１０％上限の解約料を支払って商品を引き取ってもらうことができます。

イラスト：鈴木薫

サポートネットのトピックス

未成年者の契約は取り消すことができる！？

２０歳未満の人を未成年者と言います。未成年者が契約を行う場合は、法定代理人（通常は親）の同意を得る必要があります。未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取消すことができます。ただし以下の場合は取消しができません。

未成年者契約の取消しができない場合
- 親権者の同意を得て行った契約
- 契約がおこづかいの範囲内の金額
- 自分は成人であると積極的に相手をだまして契約した場合
- 結婚している未成年者が行った契約
- 営業している未成年者が、その営業に関して行った契約
- 親権者が追認(代金の一部を支払った等)した場合
- 取消権が時効（成年になって５年）によって消滅した場合
- 成人に達してから商品やサービスを受けたり、代金を支払った場合

注：４年後の２０２２年４月１日以降、１８歳から成人になります。
　　親の同意のないローン、クレジットカードの契約等は１８歳から可能になります。

≪未成年者契約　取消の効果≫

取消しがされると契約は初めからなかったことになり、販売業者は受取った代金を返還し、購入者は商品を現状のまま返還することになります。ただしそれが生活必需品のための消費であった場合には、その部分については返さなければなりません。